

島根県からのお知らせ

令和3年4月、スマホアプリで島根県の自動車税種別割の納付ができるようになります！

窓口に出向かなくても、自宅でいつでも簡単に納付できます。

■ 対象スマートフォン決済アプリ



■ 納付方法



STEP 1

アプリで電子マネーをチャージします。(オンラインで提携銀行口座から、もしくはコンビニATMなどで)

STEP 2

アプリで納付書のバーコードを読み込み、決済画面に進みます。

STEP 3

納付金額を確認し、決済すれば納付完了です。
領収書は発行されません。



ネットバンキング契約を金融機関に申し込み、契約後、アプリをダウンロードします。*

カメラで納付書のバーコードを読み込みます。



※一部の金融機関や特定のスマートフォンは、モバイルレジに対応していない場合があります。詳しくは、利用される金融機関について、モバイルレジのホームページで確認してください。

<お問い合わせ先> 島根県総務部税務課 TEL 0852-22-6177

<島根県ホームページ> <https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei/smartphone.html>



随時 会員募集中！！

～是非！皆様のご加入をお待ちしております～

(公社) 益田法人会は、益田税務署管内の法人(個人)を会員として、良き経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、「納税意識の向上」と「企業経営および社会の健全な発展」に貢献する団体です。

現在、益田市・鹿足郡の企業様789社(個人含む)で構成されており、年間を通して、税務研修会・講演会・社会貢献活動・会報誌の発行・会員交流事業など、様々な活動を積極的に行っております(R2.3月末現在)。

◎メリット

- ・正しい税の知識が身に付きます
- ・各種研修会・セミナー等を無料で情報提供致します
- ・異業種交流ができ、人脈が広がります
- ・福利厚生制度で、一部保険料の団体割引の適用があります 等

◎会費(口数は何口でも可能です)

一般会員	年間	1口	7,000円
賛助会員	年間	1口	3,500円

■お問合せ (公社) 益田法人会 事務局
TEL(0856)23-7640



青年部会・女性部会の会員様も、募集しております！

青年部会

青年部会は、次世代を担う若手経営者の皆様により、様々な事業の開催やサポートを行っています。

会の運営において、大変ご尽力を頂いております！

- ・部会員数：42名(R2.3月末現在)
- ・入会資格：益田法人会会員企業の経営者並びに幹部で50歳未満の方
- ・会費：年間 2,000円



女性部会

女性部会は、青年部同様に様々な会の事業活動をお手伝いしています。女性ならではの、柔軟さや華やかさも活かして、元気に活躍されています！

- ・部会員数：28名(R2.3月末現在)
- ・入会資格：益田法人会会員企業の経営者並びに幹部で75歳未満の方
- ・会費：年間 2,000円



令和2年分 申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税

国税庁

確 定 申 告

ご来場を検討されている方へ
～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密 を 避 け る

- ☑ ご自宅からスマートフォン・パソコンでe-Tax
- ☑ 作成手順はYouTubeでチェック！



確定申告特集
ページ

密 を 作 ら な い

- ☑ 確定申告会場の混雑緩和のため、
会場への入場には「入場整理券」が必要です
「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります
- ☑ 入場整理券は各会場で当日配付。LINEでも事前発行しています

(注) LINE による事前発行システムは、令和3年1月中に公開予定です

詳しくは

確定申告

検索

申告と納税 申告所得税・贈与税
個人事業者の消費税

令和3年3月15日(月)まで

令和3年3月31日(水)まで

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年分の確定申告では、申告相談のために前年来場された方のうち、公的年金を受給されている方など一部の方に対して、期間中の混雑を緩和する観点から、個別の早期来場のご案内を送付しています。

税務署からの案内文書を受け取られた方は、ご案内している期間に来場いただくようお願いいたします。

【ご来場される際のお願い】

- ◆ ご来場の際は、マスクを着用していただき、入口等でアルコール消毒液をご利用いただくようお願いいたします。
- ◆ 入場の際に検温を実施します。37.5 度以上の発熱が認められる場合等は、入場をお断りさせていただきます。
ご理解とご協力をお願いいたします。

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページ から！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答



STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書等作成コーナー

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。
記載のない特給は、後の特給の入力画面から入力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額 (円)

B. 源泉徴収税額 (円)

※ 2枚で記載されている場合、その2枚の金額

スマホ専用画面

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。
源泉徴収票に記載のない特給は、後の各特給の入力画面から入力してください。

① 支払金額

② 源泉徴収税額

③ 源泉徴収税額が2枚で記載 (内書き)

④ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」。「配偶者 (特別) 控除の額」のいずれかの記載
のいずれかを「なし」を選択してください。

あり なし

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のもです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ



対応端末の一覧はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

1111	1111	1111	1111
a12345678			

ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページはこんなに便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、MacOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
MacOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

納付の期限等のお知らせ

令和2年分 確定申告

	申告所得税及び 復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)
納付の期限 納期限	令和3年 3/15 (月)	令和3年 3/31 (水)
振替日 振替納税をご利用の場合	令和3年 4/19 (月)	令和3年 4/23 (金)

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は令和3年5月31日(月)です。

国税の納付手続について

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

※納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄の税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続をするか、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出する必要があります。

振替納税を利用されていない方へ

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。

振替納税を利用されない方は、QRコードを利用したコンビニ納付や電子納税をすることもできます。

(裏面の各種ご案内をご覧ください。)

なお、金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書に現金を添えてご利用ください。

(注) 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署へご連絡ください。

納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。

問い合わせ先：益田税務署 TEL (0856) 22-0444 (代表)